

# 別紙

環 銃 第 4 3 5 号  
令和 5 年 1 2 月 1 日

東京銃砲安全協会連合会  
会長 梅田 和夫 殿

警視庁生活安全部生活環境課長



銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）

貴会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

「日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議」の開催に伴い、警視庁では、テロ、ゲリラ等の危害を未然に防止するための各種施策を進めているところですが、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

つきましては、貴会の傘下各会員に対して、下記のとおり、銃砲及び銃砲に使用する火薬類の携帯運搬の計画的な実施並びに適正な保管管理の指導などについて徹底していただきたいと願いいたします。

記

1 銃砲及び銃砲に使用する火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めてください。

2 銃砲及び銃砲に使用する火薬類の盗難・紛失事案の発生や不審者発見時には、直ちに110番通報してください。

3 次の期間中、対象地域において銃砲及び銃砲に使用する火薬類を運搬・携帯する場合は、計画的に行っていただくとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議するようお願いします。

期 間	地 域
12月14日（木）から12月18日（月）	東京都内

4 本件に関する問合せ先

警視庁生活環境課 銃砲刀剣類対策係 03-3581-4321 (内34161)